

# EDIをベースとした電子情報交換・保存サービスソリューション

吉田 稔\* 中村克己\*\*  
村木克己\*\*  
角野章之\*\*

EDI Service Solution with Electronic Document Interchange and Preservation

Minoru Yoshida, Katsumi Muraki, Akiyuki Sumino, Katsumi Nakamura

## 要 旨

ユビキタス社会においては、企業の事業活動もスピードが求められ、企業間で行われる情報交換もスピードアップが期待されている。企業間では様々な情報が交換されており、既にEDI(Electronic Data Interchange)では電子情報による交換が行われているが、多くの情報は未だ紙のまま郵送され、相手企業に渡されているのが実状である。文書の電子化及び交換により、郵送料の削減や迅速化、文書によっては印紙代が節約できるなどの効果が期待される。

しかしながら、電子化された情報は変更が容易なため、そのままの交換には課題があり、電子署名によって改竄(かいざん)されていないことを示したり、電子的なタイムスタンプの刻印によってその時点で間違いなく文書が存在していたことなどを明示する必要がある。

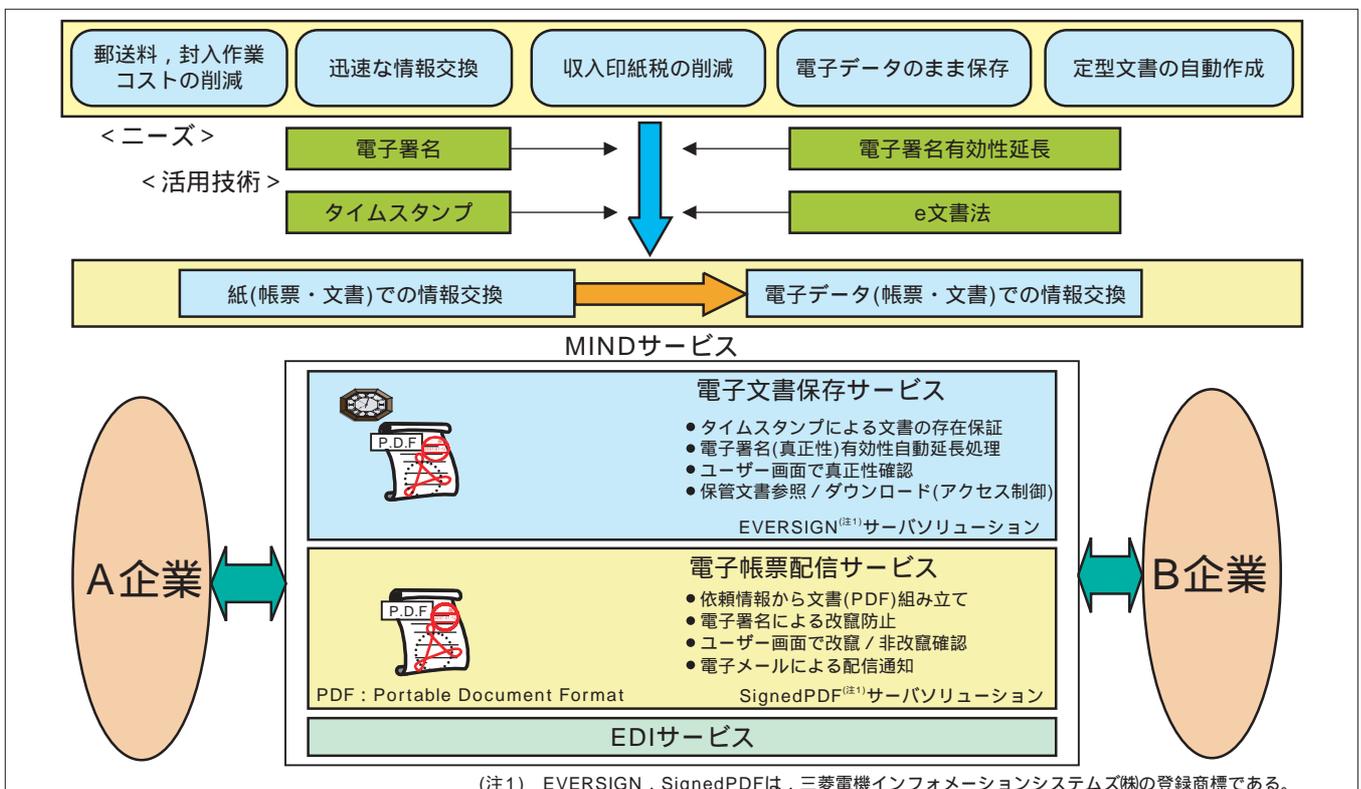
また、e文書法の施行により、法制度上、紙での保存が義務付けられていた書類が、制限付ではあるものの電子デ

ータで保存させることが可能となった。このため、文書が改竄されていないことを示す電子署名の有効性を標準技法(RFC3126)<sup>1)</sup>に従って、長期にわたり保証する(電子証明書の有効期限延長の対応を行う)ことも必要となる。

企業がこれらの条件を満たすシステムを自社で構築・運用するには、大きな負担となる。三菱電機情報ネットワーク(株)(MIND)では、これらをEDIサービスの拡張としてアウトソーシングするサービスを提供している。

一つは“電子帳票配信サービス”であり、配信元から受けたデータを自動仕分けし、取引情報の電子帳票(定型文書)を作成し、電子署名を施して配信するサービスである(2004年11月からサービス開始済み)。

もう一つは“電子文書保存サービス”であり、電子配信された文書をe文書法に従って安全・確実に保存するサービスである(今後、サービス開始予定)。



## 電子帳票配信・電子文書保存サービスの概要

企業間の情報交換環境が技術面・法制度面で変化し、効率的に行えるようになってきている。ユーザーは、これらの環境を自社で構築・運用することの負担を避け、アウトソーシングサービスで利用したいという要望が増えつつある。そのため、MINDでは、EDIサービス(図中 )の付加サービスとして、配信情報に応じて取り決めた電子データを受信し、電子署名を施して電子帳票(文書)配信する“電子帳票配信サービス”(図中 )を既に開始している。今後、さらに、配信した電子文書をe文書法に従って保存する“電子文書保存サービス”(図中 )も開始する予定である。